

# 文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会公募委員募集要領

22 文教教真第 61 号平成 22 年 5 月 21 日部長決定

27 文教教真第 27 号平成 27 年 5 月 8 日改正

2020 文教教真第 46 号令和 2 年 5 月 19 日改正

(目的)

第 1 条 この要領は、文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱（2020 文教教真第 8 号 令和 2 年 4 月 30 日）第 3 条第 5 号に規定する公募委員（以下「委員」という。）を公募することについて必要な事項を定める。

(公募する委員の数)

第 2 条 公募による委員の数は、4 人以内とする。

(応募資格)

第 3 条 委員に応募することができる者は、区の子ども読書活動に関心があり、かつ、次に定める要件に該当する者とする。

(1) 区内に在住、在勤、在学する者であって、かつ、別に定める応募期間の終了時点において満 18 歳以上である者

2 前項の規定にかかわらず、次の者は、応募することができない。

(1) 文京区議会議員

(2) 文京区職員

(3) 応募時において 2 以上の区の審議会等の委員である者

(募集方法)

第 4 条 委員の募集については、区報ぶんきょう及び区ホームページに掲載することにより行う。

(応募方法)

第 5 条 委員に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、文京区子ども読書活動推進計画策定検討委員会公募委員申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に作文（800 字程度）を添えて、教育長に申し込むものとする。

2 前項の作文のテーマは、子どもと読書に関するものとする。

(選考)

第 6 条 教育長は、応募のあった者の中から、申込書及び作文の審査並びに面接審査により、委員を決定する。なお、選考結果については、応募のあった者全員に通知する。

2 具体的な選考方法については、別に定める。

3 選考の結果、委員となった者の作文は、公開するものとする。

(委任)

第 7 条 この要領の施行について必要な事項は、教育推進部長が定める。

付 則

この要領は、決定の日から施行する。